

秋田県告示第348号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成27年8月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市宮前町6番7号 成田 稔	北秋田市伊勢町23番2の内、23番7の内、36番4	47.78メートル	6.00メートル	平成27年7月24日